

運動公園周辺地区 区画整理だより

第51号



● 発行：千葉県流山区画整理事務所 ☎ 04-7150-4504



ごあいさつ

千葉県流山区画整理事務所

所長 山口 浩



皆様におかれましては、健やかな新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

一昨年から続いている新型コロナウイルスの感染伝播は、オミクロン株という新たな変異株が市中に出始め、今年も全く予断を許さない状況です。そうした中、皆様も土地区画整理事業における補償・工事等に関して、コロナ禍ならではの不安もあるかと存じますので、ご相談等がございましたら遠慮なくお寄せいただければと思います。

さて、事業の進捗状況ですが、皆様のご協力のもと、野々下思井線の古間木の区間が開通し、S字の大きなカーブもようやく解消しました。また、加市野谷線、新川南流山線、中駒木線等の幹線道路も早期の全線開通に向け、鋭意、整備を進めています。

地区の南部については、仮換地の見直し案の個別供覧を終え、現在、関係地権者の方々との調整を行っています。併せて、本格的な造成工事の早期着手に向け準備を進めています。また、2号調整池の整備のほか、昨年12月からは南流山名都借線について、安全確保のため八木南小学校の北側区間の現道を拡幅する工事を進めています。

工事箇所が多く、地元の皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしますが、引き続きご協力をお願いいたします。

保留地販売については、流山市の協力をいただきながらPRに力を入れ、コロナ禍にあっても好調な状況です。本地区に転入される方が増え、街が一層賑やかになっていきます。

今後とも、流山市と連携し、事業の更なる推進を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

土地区画整理審議会の開催について

【第66回土地区画整理審議会】

開催日 令和3年6月29日(火)

出席委員 19名

「第1号議案」では、評価員の辞任に伴い新たに右表のとおり選任し、原案にて承認されました。「第2号議案」では、仮換地指定6件が原案のとおり承認されました。「第3号議案」では、保留地3箇所が原案のとおり同意されました。

また、その他として「令和3年度の工事予定箇所」と「第5回事業計画変更に伴う仮換地修正」の説明を行いました。

【第67回土地区画整理審議会】

開催日 令和3年11月29日(月)

出席委員 18人

「第1号議案」では、仮換地指定53件が原案のとおり承認されました。「第2号議案」では、保留地8箇所が原案のとおり同意されました。

また、その他として「令和3年度の工事整備状況」の説明と「第5回事業計画変更に伴う変更仮換地の個別供覧」の状況の報告を行いました。

氏名	現職
村山 敏幸	千葉地方法務局 松戸支局 (令和3年4月1日 新任)



事業説明会の開催

開催日 令和3年11月7日(日)
 出席者数
 第1部：16名 第2部：31名 第3部：36名

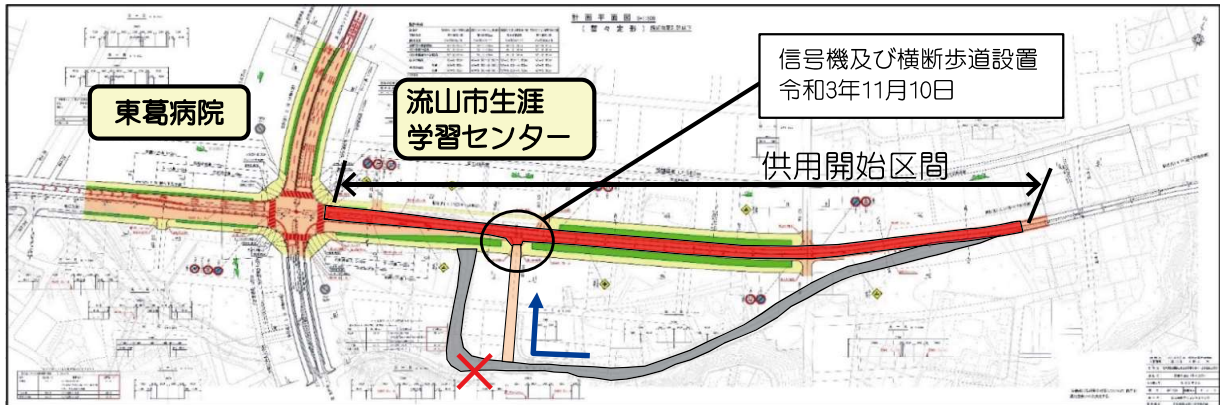
事業区域内にお住いの地権者の皆様や近隣の皆様を対象に、「事業の進捗状況」、「令和3年度工事予定について」の説明会を実施しました。

今回の説明会は当初8月に開催予定でしたが、緊急事態宣言の発令を受けて11月の開催となりました。皆様にはスケジュール変更のほか、マスクの着用、検温、名簿への記入など、コロナ対策にご協力いただきありがとうございました。



野々下思井線の暫定供用開始

令和3年6月29日に、東葛病院から東側へおよそ500mの区間を供用開始しました。これによりクランク形状から見通しの良い道路になりました。また、令和3年11月には信号機及び横断歩道の設置を完了いたしました。引き続き工事を行うことでさらなる利便性の向上を目指します。



南流山名都借線の雨水管布設工事について

南流山名都借線の中駒木線との交差点から西側へ約150mの区間において、雨水排水管の埋設工事を来年度に行います。

管径は2200mmとかなり大きく、地域の排水を担う重要な排水管です。

工事着手時期は令和4年の8月頃となる見込みで、片側交互通行による施工を予定しております。

地域の皆様にはご不便をお掛けすることと存じますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



令和3年度工事予定箇所の進捗状況

令和3年度の工事予定箇所の進捗状況は、現況写真のとおりになっておりますのでお知らせします。
なお、工事予定箇所図は、令和3年6月に発行した「第50号区画整理だより」でお示したものです。



保留地販売に関する Twitter・ホームページのご案内



千葉県の保留地情報を発信するTwitterアカウントを開設いたしました。最新の情報はこちらで確認できますので、是非ご覧ください。

アカウント名：@chiba_nagareku



従来通りホームページへの掲載も行っていますので、下記アドレス、または、QRコードからアクセスください。

HPアドレス：<https://www.chiba-horyuchi.jp/>

区画整理事業に係る各種手続きについて

建築行為等の制限

事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土等をする場合は、知事の許可（土地区画整理法第76条申請）が必要ですので「**行為許可申請書**」を提出してください。なお、申請に際しては事前にご相談くださるようお願いいたします。（問い合わせ先：換地課）

権利の変動届

地区内の土地について売買・相続等により所有権の移転をした場合は、土地登記簿謄本（写し）を添付して、「**権利変動届**」を提出してください。また、借地権等の権利に変動が生じた場合にも届出をしてください。（問い合わせ先：換地課）

仮換地証明書

仮換地証明書は、区画整理前の従前の土地が、仮換地指定によってどこの土地に仮換地されたかを証明するものです。建物の表示登記を行う場合や、金融機関からの融資を受ける際には、仮換地証明書が必要となります。申請には、「**仮換地証明願**」を提出してください。なお、発行には1週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。（問い合わせ先：換地課）

※「行為許可申請書」、「権利変動届」及び「仮換地証明願」は、千葉県ホームページ内の流山区画整理事務所のページ（下記参照）に掲載しています。

問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がございましたら、お気軽にご相談ください。
※権利者以外の方からのお問い合わせについては、個人情報保護のため、委任状の提示をお願いしています。

千葉県流山区画整理事務所

〒270-0163 流山市南流山1丁目13番地

E-mail:nagareku04@mz.pref.chiba.lg.jp

TEL 管理移転課直通 04-7150-4502
換地課直通(運動公園) -4504
工務課直通(運動公園) -4508
保留地販売担当 04-7138-6360
FAX 04-7150-4506

土地区画整理事業についての説明は、
千葉県県土整備部

流山区画整理事務所

都市整備局市街地整備課

及び 流山市のホームページ

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cs-nagare-k/index.html>

<https://www.pref.chiba.lg.jp/tosei/index.html>

<https://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/1002263/1002274/index.html>

でもご覧いただけます。